

「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行业務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行业務に係る協定の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行业務

(2) 事業内容

別紙『「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行业務仕様書』のとおり

(3) 事業期間 製作期間：協定締結日から令和8年5月31日まで

配布予定期間：令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

(4) 配布方法 新生児訪問及び全戸訪問時に直接配布

就学前の子を持つ転入世帯には、乳幼児医療費助成受給券発行手続き時に配布

各子育て関係施設等に設置し希望者に配布

(5) 作成予定部数及び納品

ア 5,500部

イ 納品 本市の指示する方法により梱包し、指定する場所へ令和8年5月31日までに納品すること。

(6) 構成

区分	内容	割合
行政情報	大津市子育て支援情報	70%以上
広告	企業等の広告	30%以下

※割合については、全誌面に占める面積割合とする。

3. 事業経費

本事業に要する一切の経費は、提案者が集める広告及びその他収入により賄うものとし、大津市は経費を負担しない。ただし、大津市が提案者に提供する行政情報に係る経費は大津市の負担とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール（予定）

- 令和 7 年 8 月 14 日（木）公募開始
- 令和 7 年 8 月 21 日（木）質疑受付締切
- 令和 7 年 8 月 28 日（木）質疑に対する回答（ホームページ）
- 令和 7 年 9 月 18 日（木）企画提案書等の提出締切
- 令和 7 年 9 月 26 日（金）書面審査

6. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の①から⑦に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ⑤ 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ)(イ)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- ⑥ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 市に入札参加申請書を提出していること。
- (2) 参加者は、候補者決定までの間に、前項各号に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問票〔様式6〕により、電子メールにて提出すること。

※ただし、必ず電話等で電子メールを送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和7年8月14日(木) から令和7年8月21日(木) まで(必着)

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(5) 回答日

令和7年8月28日(木) 予定

(6) 回答方法

大津市ホームページにおいて掲載予定

※ジャンル「事業者向け」→「入札・契約」→「プロポーザル」→「募集中のプロポーザル」

8. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則、大津市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書〔様式1〕 1部

イ 誓約書〔様式2〕 1部

ウ 法人等の概要〔様式3〕 1部

エ 企画提案書〔様式4〕 7部

オ 誌面見本(様式自由) 7部

カ 類似事業実績調書〔様式5〕 1部

(2) 提出期間

令和7年8月14日(木)から令和7年9月18日(木)まで(必着)

※休館日(8月18日、8月24日、8月25日、9月1日、9月8日、9月16日)を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、

提出期間中に到着すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

企画提案書[様式4]により提出すること。ただし、項目毎の記載があれば任意様式にて提出することを妨げない。任意様式の場合はA4判、長辺綴じとし、表紙に「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行事業企画提案書と記載し、余白に会社名等を記入すること。

※ただし、表紙以外は提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(2) 留意事項

ア 企画提案書は専門的な知識がない者でも理解できる表現にすること。

また、可能な限り詳細に記載すること。

イ 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

ウ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

10. 誌面見本作成方法

次の項目についての誌面を作成すること。

ア 大津市ホームページに掲載している「子育てハンドブック大津っ子」を参考に広告ページを含めて作成すること。

イ A4判、フルカラーで表・裏表紙を含め8ページ作成すること。

ウ 用紙については材質を問わないが、実際に使用する規格で作成すること。

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行事業プロポーザル審査委員会が審査を行い、本事業の内容にもっとも適すると思われる者（以下「協定候補者」と言う。）及び次順位者を選定する。

(1) 審査方法

書面審査により行う。

(2) 審査日

令和7年9月26日（金）予定

(3) 審査順

企画提案書等を提出された順（受付順）に審査する。

(4) 審査員

大津市職員5名程度

- (5) 会場
大津市役所 会議室
- (6) 審査基準
別添「プロポーザル審査項目一覧」による。

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月1日（水）予定

1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、業者選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

1 4. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの協定候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5. その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

市が提供する行政情報のすべての著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、市に帰属し、提供者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。又、提案者が独自に収集した情報や広告の著作権は、提案者に帰属し、市が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、提案者の許可を得るものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 配布書類

- (1) 「子育てハンドブック大津っ子」官民協働発行事業仕様書
- (2) プロポーザル審査項目一覧
- (3) 参加申込書[様式1]
- (4) 誓約書[様式2]
- (5) 法人等の概要[様式3]
- (6) 企画提案書[様式4]
- (7) 類似事業実績調書[様式5]
- (8) 質問票[様式6]
- (9) 辞退届（参考様式1）

なお、各様式及び現在の子育てハンドブックは大津市ホームページで確認いただくか、必要であれば「17. 問い合わせ先」に記載する窓口にて配布する。

17. 問い合わせ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津3階

大津市こども未来部 こども・若者政策課子育てひろばゆめっこ

担当：管理・情報グループ 小幡

電話：077-528-2525

FAX：077-527-8765

電子メールアドレス：otsu1435@city.otsu.lg.jp